

ドライバーの健康診断受診の確認が強化されます！！

- 平成28年8月8日に国土交通省より事業用自動車運転者の健康診断の受診に関して、遵守状況の確認を強化する旨、以下のような発表がありました。

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成28年8月8日
自動車局安全政策課

事業用自動車運転者の健康診断の受診について
遵守状況の確認を強化します

自動車運送事業に従事する事業用自動車の運転者の労働条件の改善については、従来より、労働基準監督機関と連携した取組みを進めてきたところです。今般、軽井沢スキーバス事故を受けて取りまとめられた総合的な対策（平成28年6月3日）を踏まえ、運転者の労務・健康管理の改善を図り、ひいては事業用自動車の運行の安全を確保するため、更なる連携の強化を図ることとしました。

1. 改正概要

相互通報制度における通報対象となる事案の追加（「自動車運送事業に従事する事業用自動車の運転者の労働条件改善のための指導監督の強化等について」の一部改正について）

【内容】

国土交通省による監査及び厚生労働省による監督において、過労運転等の実態を確認し、道路運送法、貨物自動車運送事業法又は労働関係法に関する重大な違反事実を確認したときは、当該事案を相互に通報することにより監査・監督の端緒とする制度があります。

今般、事業用自動車の運転者の労働条件を改善するため、この対象に、労働安全衛生法に基づく健康診断の未受診に係る事案を追加し、過労運転の防止に向け、一層、厚生労働省との連携を強化します。

なお、相互通報制度は、自動車運送事業全般を対象としています。

【参考】

運輸局等から労働基準監督機関への通報件数（平成27年度）：364件
運輸局等における労働基準監督機関からの通報受理件数（平成27年度）：786件

2. 施行時期

平成28年8月8日

（出典：国土交通省ホームページより）

- 昨今、過労運転を原因とした事故が後を絶たない現状があり、警察等が協力して過労運転の取り締まりを強化しています。
- その強化策として、今回の改正に至り、労働安全衛生法に基づく健康診断を受診させていない事業者は、労働基準監督署から運輸局等へ通報され「監査」のきっかけになることとなりますので、健康診断は必ず受診するようお願い致します。

- ETC2.0 車載器の普及が遅れ、運送会社に新たなコスト負担の可能性が浮上してきました。

- 全日本トラック協会は8月23日に国土交通省道路局長に対し、ETC 搭載車への「最大割引率 50%の経過措置」延長の要望を行いました。

これは、高速道路料金の大口・多頻度割引制度の恩恵を受けられる ETC2.0 車載器の普及が遅れ、大半の運送会社がまだ移行しきれていない状況にもかかわらず、9 月末頃に従来型の ETC 車載器搭載車に対する「最大割引率 50%の経過措置」が打ち切られるとの懸念がでてきたためであります。

従来型の ETC 車載器を対象に 4 月以降の「一定期間」、最大割引率 50%を維持する経過措置が設けられていますが、この「一定期間」がいつまでを指すのが問題となっており、経過措置期間は「半年程度」とみられており、4 月からの半年間ということになれば 9 月末には措置が打ち切られる可能性があります。

2016 年 7 月末現在、ITS サービス高度化機構の集計では ETC2.0 の装着台数（中型車・大型車・特大車の合計）は約 16 万 3000 台にとどまっており、今後半年程度ではまだ十分に普及しない状況にあります。

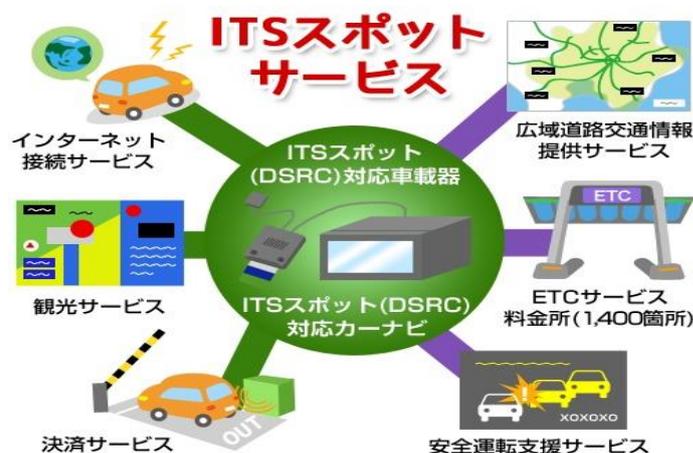
国土交通省の今後の動向を注視していきたいと思えます。

《ETC2.0 車載器購入の助成金》

・NEXCO 3 社及び全日本トラック協会等にて助成が行われておりますので、詳しくは各社へお問い合わせください。

《ETC2.0 とは》

道路側のアンテナである ITS スポットとの高速・大容量。双方向通信による世界初の路車協調システムを採用し、今までの ETC の高速道路利用料金収受だけでなく、渋滞回避、安全運転支援、災害時支援といったドライバーにとって有益な情報を提供する次世代型サービスです。カーナビやスマホ等にも連動が可能です。



ご相談、ご質問などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

□ 行政書士福田事務所 代表 福田義信 TEL: 044-299-9731

□ 行政書士法人シグマ 代表社員 阪本浩毅 TEL: 03-6868-7256 (銀座オフィス)